

議案第14号

小田原競輪場施設等改善基金条例

[制定理由]

小田原競輪場施設等改善基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 設置（第1条関係）

小田原競輪場の施設等の改善に要する経費に充てるため、小田原競輪場施設等改善基金（以下「基金」という。）を設置することとする。

2 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、毎年度競輪事業特別会計歳入歳出予算で定める額の範囲内の額とすることとする。

3 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。

4 運用益金の処理（第4条関係）

基金の運用から生ずる収益は、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとする。

5 繰替運用（第5条関係）

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。

6 処分（第6条関係）

基金は、小田原競輪場の施設等の改善に要する経費に充てる場合に限り、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上してその全部又は一部を処分することができることとする。

[適用]

公布の日